

原水爆禁止平和進行が行く



2011年原水爆禁止平和進行利根沼田「網の目行進」が、7月10日に行なわれ、みなかみコースなど郡内4箇所から沼田公園に向かって多くの参加者が行進しました。沼田市役所から渋川市役所までの「メインコース」は、7月13

みなかみ町水上支所での出発式に参加のみなさん日に行なわれました。

今年は、東日本大震災と福島原発災害の最中、北海道から広島・長崎の「原水爆禁止世界大会」に向けて行なわれているので、沿道住民の関心も大きく、「ごくろうさま」や「頑張って」の声援の他に、「原発無くして」などの声もあります。



みなかみ温泉街を行く平和行進

福島第1原発放射線汚染

国の暫定基準は3.80マイクロシーベルト/時（年間20ミリシーベルト）は子どもの基準ではない

文部科学省が福島県内の学校に通える子どもたちの野外活動に関して、暫定基準として3.80マイクロシーベルト/時を設定し、これ以下であれば安全だとしている数値は、国際放射線防護委員会が緊急事態収束後の基準としている年間1～20ミリシーベルトを今回の暫定基準として、年間20ミリシーベルトを超えなければ安全としています。

しかしこれは、子どもの基準ではなく大人を含めたすべての人が対象の基準ですから、成人に比べて子どもたちの年齢が低くなるほど「危険度が増す」といわれている今回の事態では、子どもに対してはより低い基準を設定すべきではないでしょうか。

東電への請求額6700万円 お盆前までに半額の仮払いをめざす

福島第一原発事故で沼田市での農業者による損害賠償請求額は、7月13日現在で6,700万円になっていることが、市議会経済建設常任委員会での井之川博幸委員への答弁で明らかになりました。カキナ、ホウレンソウなどの出荷停止などの影響によるものが、6,300万円。風評被害によるものが400万円ですが、風評被害関係は、現在請求をまとめているので、追加になる可能性があります。

報道によると、群馬県全体の農林漁業者による損害請求額は、39億8,000万円ですが、仮払いされているのは、7億7,000万円、東電の広瀬常務は、「お盆前までに半額を仮払いするために一生懸命やっている」と説明しています。

労働基準法の放射線管理区域は0.95以下

前号でもお知らせしたとおり、労働基準法では3ヶ月で1.3ミリシーベルトを超える範囲を放射線管理区域とし、18歳未満の就業を禁止しています。年に換算すると5.2ミリシーベルトになりますから、文科省が決められている年間20ミリシーベルトは約4倍です。時間当りでは3.80÷4=0.95マイクロシーベルトとなります。今すぐにでも労働基準法で決められている数値以下にする必要があります。

また、これは18歳未満ということですから、低い年齢の子どもたちの基準は大幅に低める必要があるのではないのでしょうか。



2011年7月17日	No.567
いのさんニュース	
発行所沼田市下久屋町983	☎23-1519
井之川博幸議員活動地域版部内資料	